

(新)	(旧)
<p>第2 道路基準</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 接続道路と開発区域内の道路幅員</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 区域内道路を帰属する場合は次の各号の構造等を全て備えていること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 袋路状の場合は一端が市道、県道又は国道に接し、幅員にかかわらず終点部に転回広場が設置されていること。また、必要に応じ既存の道路との接続部に「この先行き止まり」等の注意看板を設置すること。(図-7)</p> <p>エ 略</p> <p>図4～7 略</p> <p>5～8 略</p> <p>9 道路の構造</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 集水枳</p> <p>ア 略</p> <p>イ 蓋は、原則グレーチング蓋を使用し、取付管の種類及び管径は、下水道硬質塩化ビニール管150ミリメートル以上にすること。また、公共下水道供用開始区域外の整備においてはコンクリート蓋を使用すること。(図-14)</p> <p>ウ～図14 略</p> <p>(6) 歩道</p> <p>ア 歩道と帰属を前提とし新設する道路の交差部については巻込み形状とし、歩道と帰属をしない新設する道路の交差部及び敷地内への乗入れについては切下げ形状とする。</p> <p>イ 歩道の切り下げの基準については「車両出入口設置基準(鎌ヶ谷市)」に準じて取り扱うこと。なお、舗装構造は、車道に準じるものとする。</p> <p>(7) 歩行者専用道路</p> <p>ア 歩行者専用道路は、道路構造令に準じ、幅員2メートル以上(有効)で原則としてフラット型とす</p>	<p>第2 道路基準</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 接続道路と開発区域内の道路幅員</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 区域内道路を帰属する場合は次の各号の構造等を全て備えていること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 袋路状の場合は一端が市道、県道又は国道に接し、幅員にかかわらず終点部に転回広場が設置されていること。また、既存の道路との接続部に「この先行き止まり」等の注意看板を設置すること。(図-7)</p> <p>エ 略</p> <p>図4～7 略</p> <p>5～8 略</p> <p>9 道路の構造</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 蓋は、原則グレーチング蓋を使用し、取付管の種類及び管径は、下水道硬質塩化ビニール管150ミリメートル以上にすること。(図-14)</p> <p>ウ～図14 略</p> <p>(6) 歩道</p> <p>ア 歩行者専用道路は、道路構造令に準じ、幅員2メートル以上で原則としてフラット型とすること。</p> <p>イ 車両出入口口が歩道に面している場合は、歩道の切り下げ等を行うものとし、その基準については「車両出入口口設置基準(鎌ヶ谷市)」に準じて取り扱うこと。なお、舗装構造は、車道に準じるものとする。</p>

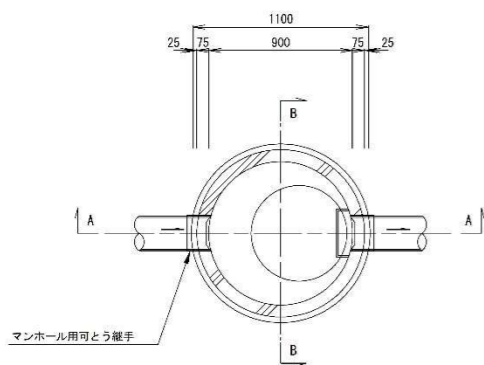
<p>ること。</p> <p>イ 帰属する場合は有効幅員を4メートル以上とし、道路管理者と協議し、帰属、構造を決定するものとする。</p> <p>10 略</p>	<p>10 略</p>
---	-------------

(新)	(旧)
<p>第3排水基準 1 ～ 5 略</p> <p>6 公共下水道供用開始区域内 (1) ～ (6) 略 (7) 人孔 (マンホール) 及び公共樹 (別図-2、-4A、-4B、-5) ア ～ キ 略</p> <p>ク 管渠の段差が600ミリメートル以上となる場合は、副管付きマンホール (原則、内外副管) とする。</p> <p>ケ ～ ス 略 (8) ～ (9) 略</p> <p>雨水流出抑制施設設置調書 (1ha 未満、1ha 以上) 略</p> <p>別図-1 略</p>	<p>第3排水基準 1 ～ 5 略</p> <p>6 公共下水道供用開始区域内 (1) ～ (6) 略 (7) 人孔 (マンホール) 及び公共樹 (別図-2、-4、-5) ア ～ キ 略</p> <p>ク 管渠の段差が600ミリメートル以上となる場合は、副管付きマンホール (原則、副管) とする。</p> <p>ケ ～ ス 略 (8) ～ (9) 略</p> <p>雨水流出抑制施設設置調書 (1ha 未満、1ha 以上) 略</p> <p>別図-1 略</p>

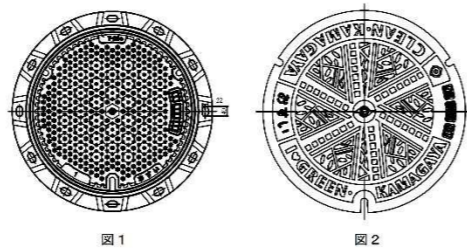
別図-2

組立1号マンホール標準図

平面図



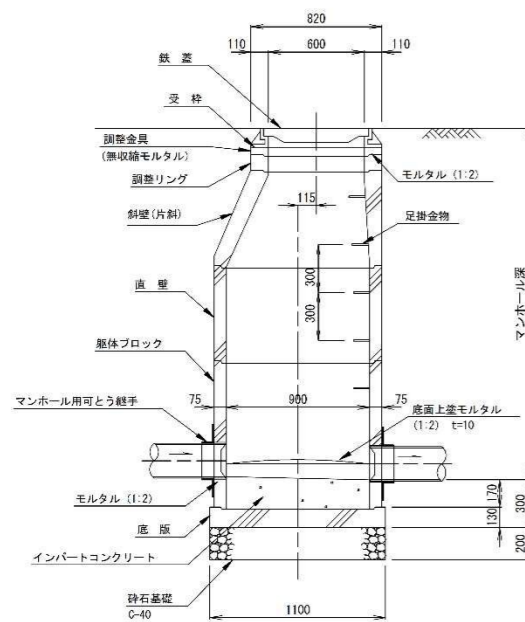
人孔蓋平面図



名称：鎌ヶ谷市型人孔蓋φ600、φ300
 形状・材質：蓋FCD、受枠FCD
 公共下水道（汚水）は「おすい」表示。
 公共下水道（雨水）及び雨水・雑排水は「あめ」表示とする。

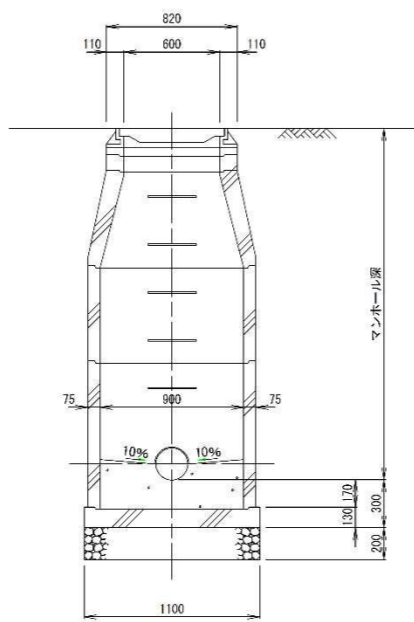
T-25	車道幅員5.5m以上又は一方通行等で大型車両の通行があり交通量の多い道路及び広幅計画道路	鎌ヶ谷市型公共下水道用鍍鉄製マンホールふた仕様書（T-25）による。（図1参照）
T-14	車道幅員5.5m未満の道路又は歩道	鎌ヶ谷市型公共下水道用鍍鉄製マンホールふた仕様書（T-14）による。（図2参照）

A-A 断面



※1 調整リングは、H=100mm以上を使用
 ※2 斜壁ブロックは、H=450mm以上を使用

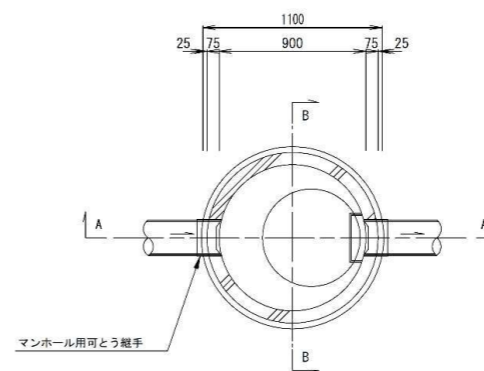
B-B 断面



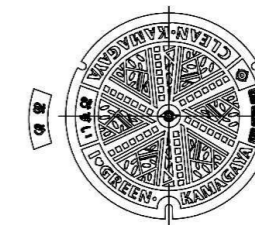
別図-2

組立1号マンホール標準図

平面図



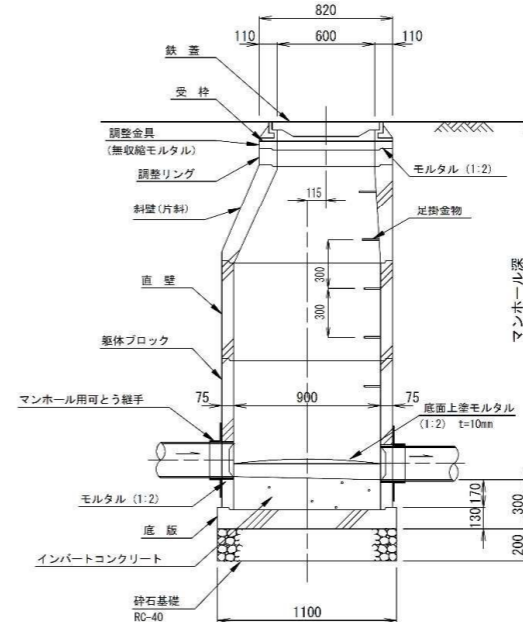
人孔蓋平面図



名称：鎌ヶ谷市型人孔蓋φ600、φ300
 形状・材質：蓋PCD、受枠PCD
 公共下水道（汚水）は「おすい」表示。
 公共下水道（雨水）及び雨水・雑排水は「あめ」表示とする。

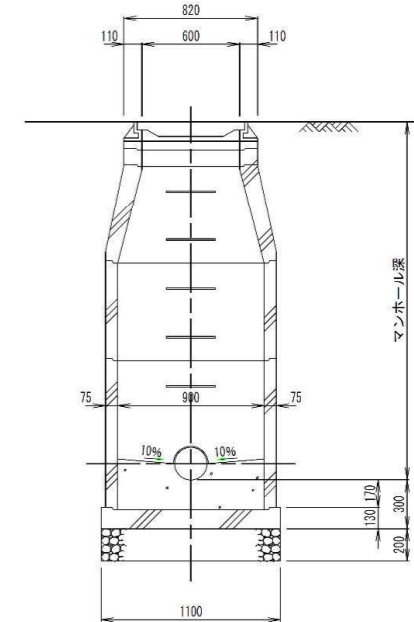
T-25	車道幅員5.5m以上又は一方通行等で大型車両の通行があり交通量の多い道路及び広幅計画道路	鎌ヶ谷市型公共下水道用鍍鉄製マンホールふた仕様書（T-25）による。
T-14	車道幅員5.5m未満の道路又は歩道	鎌ヶ谷市型公共下水道用鍍鉄製マンホールふた仕様書（T-14）による。（人孔蓋平面図参照）

A-A 断面



※1 調整リングは、H=100mm以上を使用すること。
 ※2 斜壁ブロックは、H=450mm以上を使用
 ※3 マンホール深さが2mを超える場合は、転落防止柵を設けること。

B-B 断面



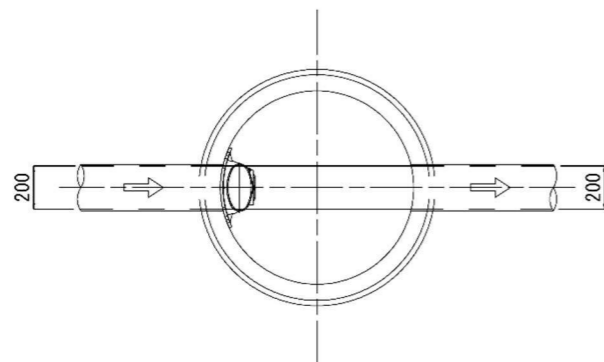
別図-3 略

別図-3 略

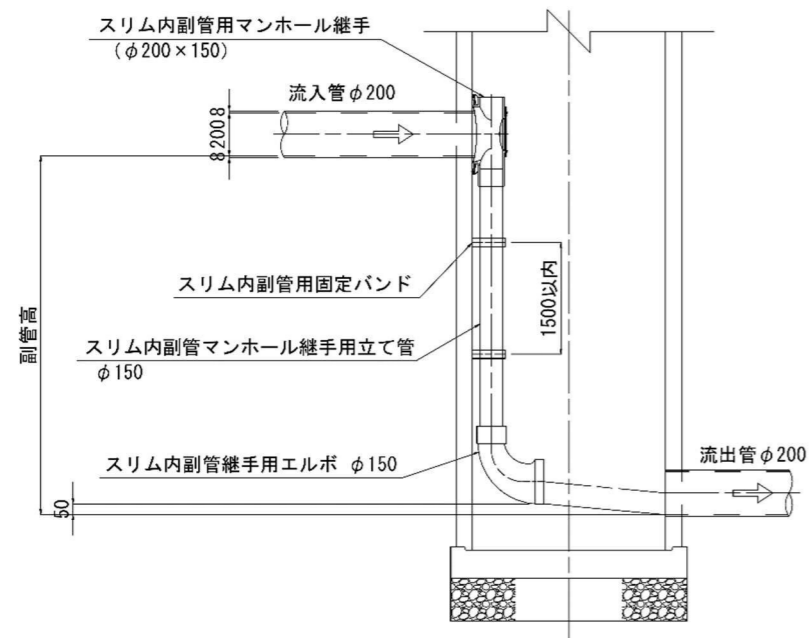
別図-4 A

内副管標準構造図

平面図



断面図

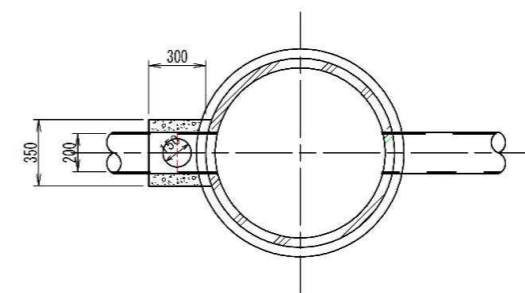


※ 別途協議の上、やむをえず外副管を使用する場合は、別図4-Bを参照のこと。

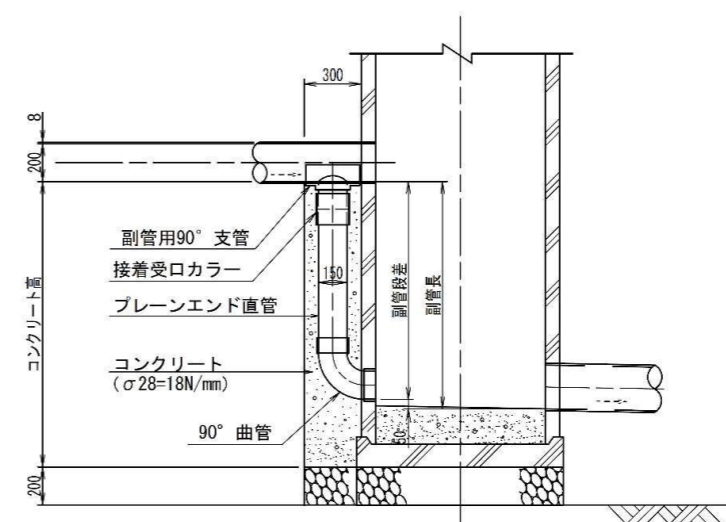
別図-4

副管標準構造図

平面図



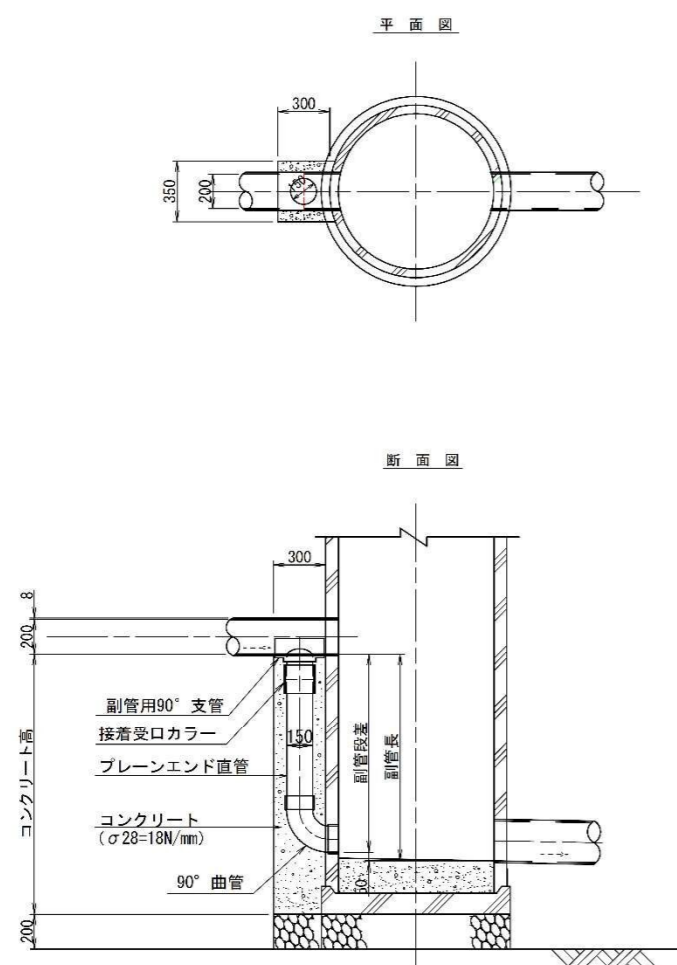
断面図



※ やむをえず内副管を使用する場合は、別途協議願います。

別図-4B

外副管標準構造図



※ 原則、別図4-A の内副管を使用すること。

別図-5 略

別図-5 略

(新)	(旧)
<p>第4 公園、緑化基準</p> <p>1 略</p> <p>2 公園の基準</p> <p>(1) 面積基準</p> <p>公園の面積については、最低基準面積以上の有効面積を確保しなければならない。</p> <p>ア 最低基準面積</p> <p>(ア) 専用住宅</p> <p>「開発区域面積の3%」と「住戸数×計画人口表による計画人口の合計×1.8㎡×2分の1」を比較し、大きい方の面積とするが、最低基準面積の上限は開発区域面積の6%とすることができる。</p> <p>(イ) 共同住宅</p> <p>「開発区域面積の3%」と「住戸数×計画人口表による計画人口の合計×1.8㎡×2分の1」を比較し、大きい方の面積とするが、最低基準面積の上限は開発区域面積の6%とすることができる。ただし、開発行為を伴う場合は、開発区域面積の6%の面積とする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 緑化の基準</p> <p>(1) 面積基準</p> <p>緑化の面積については、最低基準面積以上の有効面積を確保しなければならない。</p> <p>ア 有効面積</p> <p>裸地又は地被類で覆われているなど、植栽帯として有効な部分の水平投影面積とする。なお、防草シートや柵等が地表面に存在する範囲は面積から除外するものとする。また、緑化は地上面で行われることが望ましいが、やむを得ず地上面のみで最低基準面積を確保できない場合は、面積基準の20%未満を屋上緑化又は壁面緑化等とすることができるものとし、壁面緑化とする場合の有効面積は、植物が生育するために必要な資材（補助資材、植栽基盤等）の鉛直投影面積とするものとする。</p> <p>イ 最低基準面積</p> <p>最低基準面積は以下により決定するものとする。</p> <p>(ア) 土地区画整理法等の整備が施行された区域</p> <p>最低基準面積の上限は開発区域面積の3%の面積とする。ただし、非住居系の開発行為については、(イ)のとおりとする。</p> <p>(イ) 非住居系</p> <p>敷地面積から建築面積を引いた数値に緑化率表の緑化率を乗じた面積とする。ただし、</p>	<p>第4 公園、緑化基準</p> <p>1 略</p> <p>2 公園の基準</p> <p>(1) 面積基準</p> <p>公園の面積については、最低基準面積以上の有効面積を確保しなければならない。</p> <p>ア 最低基準面積</p> <p>(ア) 専用住宅</p> <p>「開発区域面積の3パーセント」と「住戸数×計画人口3.4人×1.8平方メートル×2分の1」を比較し、大きい方の面積とするが、上限は開発区域面積の6パーセントとすることができる。</p> <p>(イ) 共同住宅</p> <p>「開発区域面積の3パーセント」と「住戸数×計画人口3.4人×1.8平方メートル×2分の1」を比較し、大きい方の面積とするが、上限は開発区域面積の6パーセントとすることができる。ただし、開発行為を伴う場合は、開発区域面積の6パーセントの面積とする。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 緑化の基準</p> <p>(1) 面積基準</p> <p>ア 略</p> <p>イ 最低基準面積</p> <p>最低基準面積は以下により決定するものとする。</p> <p>(ア) 土地区画整理法等の整備が施行された区域</p> <p>開発区域面積の3パーセントの面積とする。ただし、非住居系の開発行為については、(イ)のとおりとする。</p> <p>(イ) 非住居系</p> <p>敷地面積から建築面積を引いた数値に緑化率表の緑化率を乗じた面積とする。</p> <p>緑化率表 略</p> <p>(ウ) 住居系</p> <p>「開発区域面積の3パーセント」と、「計画人口表による計画人口の合計×1.8平方メートル」を比較し、大きい方の面積とする。</p>

準工業地域における工場の場合、最低基準面積の上限は敷地の15%とすることができる。

緑化率表

用途	工場	工場以外
緑化率	50%	20%

(ウ) 住居系

「開発区域面積の3%」と、「住戸数×計画人口表による計画人口の合計×1.8㎡」を比較し、大きい方の面積とする。ただし、最低基準面積の上限は開発区域面積の6%とすることができる。

計画人口表

	1室あたりの専有面積	計画人口
共同住宅	25㎡未満	1.0人
	25㎡以上50㎡未満	2.0人
	50㎡以上80㎡未満	3.0人
	80㎡以上	3.4人
専用住宅	1戸につき3.4人	

(2) 植栽基準

ア 植栽本数

植栽本数は、地被類のみの緑化面積を除く申請緑化面積1㎡当たり、高木0.1本、中木0.2本、低木0.7本の割合以上でそれぞれを植栽するものとする。

高・中・低木については、植栽時の高さで、高木は高さ3m以上、中木は高さ1m以上3m未満、低木は高さ1m未満とする。なお、高・中・低木の本数は換算できるものとする。

※例1 100㎡の緑地について、全て低木へ換算する場合

項目	換算前	換算の計算 (全て低木へ)	換算後
緑地面積	100㎡		100㎡
高木	10本	$10 - 10 = 0$	0本
中木	20本	$20 - 20 = 0$	0本
低木	70本	$70 + 10 \times (0.7 / 0.1) + 20 \times (0.7 / 0.2) = 210$	210本

例2 90㎡の緑地について、高木5本を中木に換算する場合

項目	換算前	換算の計算 (高木5本を中木へ)	換算後
緑地面積	90㎡		90㎡
高木	9本	$9 - 5 = 4$	4本
中木	18本	$18 + 5 \times (0.2 / 0.1) = 28$	28本
低木	63本	(換算無し)	63本

計画人口表 略

(2) 植栽基準

ア 最低基準面積分の植栽

(ア) 樹木の植栽

緑化の最低基準面積の80パーセント以上に相当する面積の樹木を植栽するものとし、植栽本数は10平方メートル当たり、高木1本、中木2本、低木7本の割合でそれぞれを植栽するものとする。

(イ) 地被類の植栽

緑化の最低基準面積から(ア)の面積を引いた残りの面積に芝生等の地被類を植栽するものとする。

イ 最低基準面積を超える分の計画緑化面積の植栽

(ア) 樹木の植栽

植栽本数は10平方メートル当たり、高木1本、中木2本、低木7本の割合でそれぞれを植栽するものとする。

(イ) 地被類の植栽

最低基準面積を超える分の計画緑化面積から(ア)の面積を引いた残りの面積に芝生等の地被類を植栽するものとする。

ウ 高・中・低木

高・中・低木については、植栽時の高さで、高木は高さ3メートル以上、中木は高さ1メートル以上3メートル未満、低木は高さ1メートル未満とする。なお、高・中・低木は振り替えることができるものとする。

※例：高木1本は中木2本、又は低木7本と振り替える。

エ 植栽禁止樹種(びやくしん類)

「鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例」において禁止している樹種(びやくしん類)については、植栽しないものとする。

オ 壁面緑化

壁面緑化は地被類とみなすものとする。

<p>イ 樹木及び地被類の最低基準 緑化の最低基準面積の80%に相当する面積の樹木を植栽するとともに、申請緑化面積と最低基準面積の80%の差に相当する面積の樹木の植栽又は芝生等の地被類を植栽するものとする。</p> <p>ウ 植栽禁止樹種（びやくしん類） 「鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例」において禁止している樹種（びやくしん類）については、植栽しないものとする。</p> <p>エ 壁面緑化 壁面緑化は地被類とみなすものとする。</p> <p>(3) ~ (4) 略</p>	<p>(3) ~ (4) 略</p>
--	--------------------

(新)	(旧)
<p>第5 駐車施設基準 1 ～ 4略</p> <p>5 自転車駐車施設 (1) ～ (3) 略 (4) 平置き式施設の場合、1台分の区画は外寸で、幅0.6メートル以上、奥行き1.9メートル以上を標準とする。</p> <p>6 駐車施設等の照明設備 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保すること。 また、屋外の駐車場及び駐輪場については、周辺状況等を考慮し、必要に応じて、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保すること。</p> <p>※注1 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)がおおむね3ルクス以上)をいう。</p>	<p>第2 道路基準 1 ～ 4略</p> <p>5 自転車駐車施設 (1) ～ (3) 略 (4) 平置き式施設の場合、1台分の区画の規模は、幅0.5メートル以上、奥行き2.0メートル以上を標準とする。</p>

(新)	(旧)
<p>第5 駐車施設基準 1 ～ 4略</p> <p>5 自転車駐車施設 (1) ～ (3) 略 (4) 平置き式施設の場合、1台分の区画は外寸で、幅0.6メートル以上、奥行き1.9メートル以上を標準とする。</p> <p>6 駐車施設等の照明設備 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保すること。 また、屋外の駐車場及び駐輪場については、周辺状況等を考慮し、必要に応じて、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保すること。</p> <p>※注1 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)がおおむね3ルクス以上)をいう。</p>	<p>第2 道路基準 1 ～ 4略</p> <p>5 自転車駐車施設 (1) ～ (3) 略 (4) 平置き式施設の場合、1台分の区画の規模は、幅0.5メートル以上、奥行き 2.0メートル以上を標準とする。</p>

(新)	(旧)
<p>8 ごみ処理及び施設整備基準</p> <p>1 ごみ処理の基本的事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設置予定のごみ集積所から6メートル未満に事業者と異なる土地所有者がいる場合には、その土地所有者から設置に係る承諾を事前に得てから設置するものとする。 承諾にあたっては、土地所有者に対し、開発行為の概要や設置に必要な条件等丁寧な説明を行い、「承諾書」に署名してもらうものとする。 「承諾書」は、関係する土地所有者全員から承諾を得たのち、事業者が市に提出するものとする。 なお、設置予定のごみ集積所から6メートル未満の土地所有者から承諾が得られない場合については、設置場所を再考するものとする。</p> <p>(3) 設置予定のごみ集積所までの進入路が私道であり、かつ事業者と異なる土地所有者がいる場合には、その土地所有者からごみ収集車が通行することについて事前に承諾を得るものとする。 承諾にあたっては、土地所有者に対し、開発行為の概要や通行に必要な条件等丁寧な説明を行い、「承諾書」に署名してもらうものとする。 「承諾書」は、関係する土地所有者全員から承諾を得たのち、事業者が市に提出するものとする。 なお、他の事案で既に通行が認められている場合は、「承諾書」を省くことができるものとする。 私道の土地所有者から承諾が得られない場合については、設置場所を再考するものとする。</p> <p>(4) 事業者は、ごみ集積所の利用者に、分別基準及び排出日について指導しなければならない。</p> <p>(5) ごみ集積所の維持管理は、その施設の利用者等が行い、常に清潔にし、破損したときは直ちに修理し、収集作業に支障を来たさないようにしなければならない。</p> <p>(6) 事業系一般廃棄物は、その廃棄物を排出する事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。 ただし、再生可能な廃棄物については、極力再生資源業者に回収を依頼するものとする。</p> <p>(7) 住宅戸数500戸以上及び1日当たり1トン以上の廃棄物を排出する事業所については、ごみ減量化機器を設置するよう努力するものとする。</p> <p>(8) 事業者又はごみ集積所の利用者は、その施設の使用開始1週間前までに、「ごみ集積所新設届」により収集開始の手続きを行なわなければならない。</p>	<p>8 ごみ処理及び施設整備基準</p> <p>1 ごみ処理の基本的事項</p> <p>(2) 事業者は、ごみ集積所の利用者に、分別基準及び排出日について指導しなければならない。</p> <p>(3) ごみ集積所の維持管理は、その施設の利用者等が行い、常に清潔にし、破損したときは直ちに修理し、収集作業に支障を来たさないようにしなければならない。</p> <p>(4) 事業系一般廃棄物は、その廃棄物を排出する事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。 ただし、再生可能な廃棄物については、極力再生資源業者に回収を依頼するものとする。</p> <p>(5) 住宅戸数500戸以上及び1日当たり1トン以上の廃棄物を排出する事業所については、ごみ減量化機器を設置するよう努力するものとする。</p> <p>(6) 事業者又はごみ集積所の利用者は、その施設の使用開始1週間前までに、「ごみ集積所新設届」により収集開始の手続きを行なわなければならない。</p>

(新)	(旧)
<p>その他 第9～第11 略</p> <p>第12 集会所施設 1 略 2 集会所用地の面積は150平方メートル以上とし、床面積は有効面積とし、45平方メートル以上とする。(エントランス部分は床面積には含まない。)ただし、市長は必要に応じて別途協議できるものとする。 3 略</p> <p>第13～図-1 略</p>	<p>その他 第9～第11 略</p> <p>第12 集会所施設 1 略 2 集会所用地の面積は150平方メートル以上とし、床面積は45平方メートル以上とする。また、集会室の床面積は45平方メートル以上とする。(エントランス部分は床面積には含まない。)ただし、市長は必要に応じて別途協議できるものとする。 3 略</p>